

事務連絡  
令和6年3月27日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針」  
を踏まえた保険診療等に係る取扱いについて

令和5年5月30日、デジタル臨時行政調査会において、アナログ規制（目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制等）に該当するアナログ行為を求める場合があると解される告示・通知・通達等の条項について、当該条項に係る規制の見直しを実施するため、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針」が公表されたところです。

今般、こうした工程表を踏まえ、保険診療等に係る取扱いについて下記のとおり示しますので、内容を御了知いただくとともに、関係者等へ周知いただくようお願いいたします。

なお、本取扱いについては、公益社団法人日本放射線腫瘍学会と協議済みであることを申し添えます。

記

- 1 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）第2の2のロ（2）⑩について

公益社団法人日本放射線腫瘍学会が、先進医療として陽子線治療を行う医療機関に対し、行う「訪問調査」については、当該医療機関に対し、実地での訪問のほか電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術の活用により、必要な調査が行われる場合もあること。

2 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準第2の3のロ(2)⑪について

公益社団法人日本放射線腫瘍学会が、先進医療として重粒子線治療を行う医療機関に対し、行う「訪問調査」については、当該医療機関に対し、実地での訪問のほか電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術の活用により、必要な調査が行われる場合もあること。